

第一回國會衆議院 労働委員會決算委員會連合審査會議録第一号

昭和二十二年七月二十九日(火曜日) 午前十時四十六分開議

出席委員

- 労働委員長 加藤 勤十君
- 理事 辻井民之助君 堀山 榮二君
- 理事 川崎 秀二君 堀橋 直治君
- 理事 原 宿君 三浦實之助君
- 理事 相馬 助治君
- 一島上善五郎君 田中 稔男君
- 館 俊三君 土井 直作君
- 前田 種男君 山花 秀雄君
- 小川 半次君 尾崎 末吉君
- 寺本 齋君 松本 一郎君
- 山下 春江君 伊藤 郷一君
- 江崎 眞澄君 倉石 忠雄君
- 吉川 久衛君 河野 金昇君
- 網島 正興君
- 決算委員長 竹山祐太郎君
- 理事 島村 一郎君
- 片島 港君 高津 正道君
- 玉井 祐吉君 辻井民之助君
- 戸叶 里子君 馬越 晃君
- 大上 司君 中曾根康弘君
- 長尾 達生君 西田 隆男君
- 松本 一郎君 岩本 信行君
- 富田 照君 平井 義一君
- 水田三喜男君 受田 新吉君
- 齋藤 晃君

出席國務大臣

- 國務大臣 米窪 満亮君

本日の會議に付した事件
労働者設置法案(内閣提出)(第二二號)

○加藤委員長 それでは前會に引續き

第一類第八号附屬の一 労働委員會決算委員會連合審査會議録 第二号 昭和二十二年七月二十九日

會議を開きます。

この際ちよつとお諮りいたします。それは先ほど理事會を開きまして、理事會の申合せとしまして御承知のよう

に本案の審査は決算委員會と連合審査ということになつておりますので、決算委員會の關與します範圍は、行政機構の問題に關する點であります。關係上、この連合審査委員會におきましては、主として労働省設置という、行政機構に關する範圍に限定をしまして、それから生れてくるような労働問題の方面に關しましては、他の委員會に労働委員會だけの場合に審査していただくということで、連合審査委員會が繼續されますことは、労働省設置という點だけに限定したい、こういう申合せが行われました。これは決して皆さんの眞意なり御意見なりを制限する意味ではなくして、連合審査の性質に鑑みまして、ただいま申し上げましたような理事會の申合せを、ひとつ御承願したいと思つてあります。そして時間も質疑、御意見の申出の方が相當ありますので、できるならば質疑、應答、意見を加えて、全体で一人一時間の限度で進めていただきたいというところ、それから順序としましては、いろいろ方法がございませうが、やはり各黨の眞意者に普通の及ぶためには、従來の慣例によりまして多數黨順位、すなわち社會黨、民主黨、自由黨、これが繰返されて小會派に、どう

いう段取になつておりますから、この點もあらかじめ御了承を願いたい

と存じます。

それでは質疑者として山花秀雄君の發言を許します。

○山花委員 労働省の設置は急速にやつてもらいたいというのが、一般國民の要望であると私も信じております。早速労働省が設置されようとしておりますが、當然今度の労働省の擔當責任者は、米窪國務大臣がなされるものであろうというふうに私もはみているのでございます。そこで新しい労働大臣に就任される決定をもつていらるる米窪國務大臣は、労働省が行はうとしてる根本目的は、労働行政の圓滿なる運営によつてわが國産業の復興を急速にはかる、このことが當面の労働者の重要な責任と任務であるというふうに私もは考へておるのであります。

そこで米窪國務大臣はいろいろ構想されておられると思つて、特に重要な問題について二、三若干の時間を拜借して質問いたしたいと思つております。第一番には、日本産業の復興再建ということは、いわずとも知れたことで、日本のインフレ經濟をいかに抑え、そして經濟を安定させ、この經濟安定の基礎に立つて初めて、わが國の民主國家の再建という道に通ずるといふように、私もは考へておるのであります。従つて、産業再建といふことは國家の至上命令でもあり、國の運命を左右するものであるというふうに考へておりますが、産業再建は一に労働階級の積極的な

力がなくては本格的な産業再建はできないというふうに考へております。當然政府といたしましてはこの労働階級の積極的な産業再建に対する意欲の向上のために、一般國民とは別個にいろいろなる對策を講じておられる。特に労働加配は、あらゆる食糧その他物資において、いろいろなる差別的な待遇をやつておられるのであります。これが私は當然だといふふうに考へておられます。最近の食糧事情を通じて、一般國民に食糧の制約を規正する

ような政府の政策が行われておりますが、これが労働階級に對する労働加配について、ずいぶん影響を及ぼしているのでございます。もちろん労働者がその特權に甘んずるといふような氣持は、今日の労働者は毫ももつておりませんが、特に労働者に特別加配を行うといふことは、一般國民より労働者は體力的に多くの體力を要する、この體力を維持するといふ意味で、特別の食糧加配、あるいは日常物資の消費率におきましても、労働者は一般國民から比べると、多數の量を消費するといふことが常識的に考へられますので、その意味でいろいろなる加配が行われているのでございますが、最近食糧の問題につきましては、労働加配は一率にひとつ行つて貰いたいと私もは考へておりますが、新聞紙上の傳えるところによりまして、特に鐵道と逓信局關係の従業員、のみに別個の米を前渡し

たといふような政策が政府でとられておりますが、これに對して、所管せら

るべき米窪大臣の見解は、妥當と認め

るかどうかという、この意見をひとつ明確にしていただきたい。私もはこの點につきましては、そういうふう

に、なんだか差別されるような處置をとられますと、特に鐵道と逓信の従業員だけが、産業再建に非常に必要度の高い職業といふふうには私もは考へていないのであります。なほ一般の多くの労働につきましても、むしろ鐵道や逓信より、より以上必要なる、日本の産業に貢獻する職業があるといふ

うに私もは考へておりますが、特に逓信鐵道だけに、いわゆる食糧の面だけで差別的待遇をしたのはどういふ考えを大臣はもつておられるのか、この點を一應前もつてお伺いいたしまして、さらにほかの點に質問を續けていきたいと思つております。

○米窪國務大臣 答へます。労働者に對するいわゆる労働加配米については、すでに山花さん御承知の通り、従來は經濟安定本部でそのプランを立てまして、いわゆる基礎産業に對して、基礎産業の中でも、特に重要なものに對してはこれを直配する。その他のものに對しては、重労働に對しては各關係府縣廳を通じてこれを配給するといふ方針をとつておられる。最近全體及び國鐵の一部の人たちに對して、從來運配であつたものを埋めるという意味において特別の加配をしたことは、あくまでも一時的の處置でございまして、しかもそれは全部の全逓及び國鐵の労働者にやつたのでなくして、これ

は二つの面において制約がある。一つは深夜業及び重労働をしてる部分に働いておる人、もう一つは、東京を標準として物價の指數等を比較したとき、非常に配給が悪い區、あるいは流通秩序が悪くて物價が非常に高いところの地方、たとえば京濱及び京阪神、あるいは九州、北海道、そういう地方で働いておる人、到底現在の給料ではどの労働者も食えないのです、特にそういう點で非常に困つておる、また給料の少いところを補う、いわゆる配給面における裏づけが、非常に困難である地方の全産及び國鐵の人達に對して、あつたとき一時的のおさえてやつたということ、決してこれは標準にしない、こういうことで閣議が決定した、あくまでも臨時一時的な緊急な處置である。こういうふうに御承知願います。

○山花委員 勞務加配につきましては、ただいま大臣の御答辯によりますと、特に物價の高い面、またはその業種によつて深夜業なんかを行う面についてのみ特別の考慮を拂う、こういうふうな御答辯でございましたが、それは別に全産とか國鐵の従業員だけといふふうには私どもは了解ができませんのでございませう。もし物價の特に異例なる高騰を示した土地というように局限せられますならば、その地域における全般の産物再建に挺身しておる勞働階級を同一に扱つていただきたい。そうでなくては労働者の感情がびつこになり、一面には非常にその制度を喜んで協力する面がございまして、一面にはなんだか差別待遇を受けたいといふふうな、豫期せざる感情が作業の上で手傳いまして、労働意欲向上のため

の特別な配給が、むしろ労働意欲減退といふふうな傾向を示さないかといふことを私どもは憂うるものであります。これは食糧の面だけでございませうが、物資その他の配給、たとえば作業に必要ないろいろな品物の配給につきましても、特に最近の傾向は、食糧問題解決のみに集るといふ傾向が非常に強く見受けられるのであります。農家に對しましては、非常に豊富といふふうには私どもは考えておりません。現在日本で配給されるべき特別物資の中でも、大半は農家の方へ送られるといふふうな感じを今日の一般労働者も持つておるのであります。この點につきまして、供出米報償用として農家に送られますところの作業に關係する物資と、生産意欲向上のために一般労働者に配給される物資とのパーセンテージが、一體どんなふうになつておるか、労働人口と農家人口とは、そう大して開きはないと思つておられますが、この點につきましてもしおわかりでございしましたならば、びつと御答辯願いたいと思つておられます。

○米窪國務大臣 労働者と食糧との關係はまことにお説の通りで、最近に行われたあの時だけの非常の處置について、これと同じような労働をしておる人、あるいは同じ地域におる人から、相當の不平の出ていることもまことにひとつとだとして考えております。ただ政府としては、山花さんすでに御承知の通り、食糧が非常に逼迫して、その絶対量が非常に限られておる今日において、緊急やむを得ない處置として、乏しきをさらに割いてあゝい處置に出たのでございまして、重要産業における重労働、あるいは深夜業に従

事しておる人々に對しては、従来とも勞務加配米といふことで優先配給をしておることは、これまた御承知の通りと思つておられます。そこで労働人口と全人口の割合、あるいは農村人口と労働人口との割合といふようなことに對しては、今こゝではつきりとしてお答えする資料がないのであります。これはごく近い他日の機會においてお答えできるかと考えております。ただいまの大臣の御答辯では、詳細な資料が手もとにないから、はつきりした點がわからぬといふふうな御答辯でございましたが、特に最近の労働階級の間に、一つの短時間の際として現われておりますのは、なんだか農家のみを優遇するといふような一般的な氣持が、労働階級に滲透しつつあるのであります。こういうふうな傾向は決して喜ぶべき傾向でなく、殊に産業再建が國家再建の至上命令といふ今日においては、むしろ憂慮すべき事柄ではなからうか、これは小さい問題でないといふふうな私どもは考えております。そこで農家の食糧を要請するといふことも、非常に大きな問題でございませうが、また労働者を奮起させて日本の産業を再建せしめるといふことも、食糧問題も重要でございませうが、この問題もまた非常に重要な問題でございまして、この間において差別のないように、非常に少い物資を配給せられる政府の苦心は、われ／＼よくわかりませうが、公平に、適當に、不合理のないような配給を確保していただいて、農家の供米の増進と、労働者の生産意欲の増進に萬全の措置をとつていただきたいと思います。

昨日、三浦議員の方から、失業問題についてのいろいろな質疑、またそれに対する大臣からの答辯を拜聴しました。私は失業問題について別にこみいつた質問をしようとは考えておりませぬが、ただ一つだけ、失業保険は來年の四月から實施する、當面の應急措置として、失業手当は十月ごろからこれを實施したいといふ大臣の答辯でございましたが、失業手当の額について、大體政府としては一定のわくをきめて、そうして豫想されるべき失業人口にそれを均等化し、平分化してお配りになるのかどうか。それとも失業者一人に對して、大體どの程度の額を支給するかと、いふことによつて總額をきめられるのかどうか、この點について質問したいのであります。失業者が大體どの程度出るかといふ點につきましては、明確なる御答辯がなかつたように考へるのでございませう。従つて失業手当のわくをきめて、出るべき失業者に振り當るといふようなことになりませうと、たとえば失業者がうんと出ますと、個人々々の手當を支給されるべき額が非常に少くなつてくると思つておりました、そういうふうな事態が生じますと結局、佛やくつて魂入れずの結果になりますので、大體失業者一人についてどの程度支給するかといふ方が、より一層この手當の制度としてはつきりするのではなからうかと私どもは考へております。この點につきましては、わくをきめて失業人口總數をその中に繰りこんでしまふのかどうか。それとも失業者一人について大體どの程度の額を支給しようとするのかどうか、これについて御答辯を願いたしたいと思います。

○加藤委員長 山花君、ちよつと申し上げますが、先ほど申し上げましたように、労働問題一般についてはいざい後に失業手當法なり失業保險法なりが出るわけなんです。そういうときに十分審議していただいて、今日は連合審査の趣旨に基づいて、主として行政機構の點に關して審議を進めていく、こういうことになつておりますので、山花君の御質疑は、そういう點からちよつと離れているように思われますが、そういう點は他日労働委員会だけでそういう問題を審議する場合に十分に質疑していただくことにしまして、今日は行政機構、労働者設置といふ、主として機構上の問題についてだけ、できれば限定したいと思つたのです、その點一つお含みおきください、今のあなたの御質問は次のときにもう一遍繰返していただくことにしまして、主として行政機構に關する點があつたら質問していただく、こういうことにしたいと思います。よろしくございませうか。

○山花委員 今失業問題についてちよつと質問いたしました、これに關連いたしました質問をしたいと思います。これはこれで打切りたいと思つておりました、もしこれで御答辯が願えなければ、次のこれに關連した質問に移りたいと思つておられます。

○米窪國務大臣 失業者の大體の見込數というものは、昨日三浦さんの御質問に對してお答えしたのであります。どうもはなはだ言にくいことですが、れども、日本では正確な労働統計がまだ確立されておらないのであります。歴代の内閣において、潜在失業者に對しての確實なる見込數が立たない。昨

はなはだ言にくいことですが、れども、日本では正確な労働統計がまだ確立されておらないのであります。歴代の内閣において、潜在失業者に對しての確實なる見込數が立たない。昨

日申し上げた通り願在、潜在を含めて約八百萬人が大體の推定でございませう。それで大體政府としては、失業保険及び失業手當についてはA案、B案、あるいは場合によつてはC案というふうな工合に、二種あるいは三種の見込を立立ておる。そこでかりに手當を支給する場合においても、一般のいわゆる日傭労働者といふところまで含めた場合においては、かりに千萬人の失業業者がある、あるいはこれを除いた場合には五百萬人くらいは失業業者と推定する方がよくないか、こういう工合に二つあるいは三つの案を立てておるのであります。その見込のうちに、さらにいろいろの條件がついて、たとえば離職者の見込数であるとか、あるいは資格条件とか、そういう工合に一段、二段と段をつけてきますと、政府が失業保険なり失業手當を支給するものがぐつと減つてくる。すなわち失業者の見込数に對してたとえは一割、一割半、二割、三割に實際支給するいろいろの條件、待期であるとか、あるいは一年間に六箇月間雇されたというふうな条件が要るとか、そういう資格がどうしても必要である。これは各國の例をもつてみてもそういう資格をつけなければならぬ。こういうことかからみますと、大體においてこれは目下關係筋と意見を交換してあるので、推定したものでございませぬ。この正確なことは、いずれ失業保険法及び失業手當法を、この労働委員会御審議を願う場合において、はつきりとお答えいたしますが、大體において見込数は今のところ二十五萬人程度か、あるいは五十萬人程度というA案、B案という兩案をもつておられます。これで第

一の枠をきめる。その次には、これに對していろいろその人の今までの給料等を基準としまして、最低五百圓最高千三百圓の平均約千圓くらいまで失業手當をやりたい、大體こういうふうなことを考へておられます。こういう觀點から、目下大藏省とこの豫算について交渉をしておるような現状にあるのであります。

○山花委員 たいだいまの失業手當の大體の金額は五百圓乃至千三百圓、それは當時の収入に應じてというふうな御答辯を願つたのであります。これは永久支給というわけには、國の経験からいつてもまた今後の産業興隆からいつても、短期間であるべく打切るような政策が望ましいと私も考へておる。そこで問題になりますのは、従来の産業のうちで、これから衰微する産業と、これから勃興する産業とがございませぬか、それから衰微する産業に對しては、労働者が、勃興する産業に轉換するための職業指導、職業指導というふうな機關を設置して、これらの問題を解決せられるような機構を労働省にもたせらるるか。そしてその機構は大體どの程度の規模の機構であるかという點につきましまして、ひとつ御答辯を願ひたいと思ひます。

○米窪國務大臣 お手もとにお配りした法案の中に職業安定局というものがあつて、その職業安定局の事業の一つとして職業指導所というものがあつて、これは中央、地方を通じて約三百箇所あるが、さらにわれわれとしましてこれを擴充して、そうしてここにおいて、山花さんの言葉を借りて言へば、衰微して行く職業から興隆して

いく職業に轉換する。さらに言いかえれば、消費的な産業から建設的、産業的な産業へこれを振り向ける。あるいは一つの企業で當然餘剩勞働力となるものを、勞務の配置轉換を行うという前提のもとに、他の職業へ轉換していただくためのいわゆる基礎的訓練、そういうものを與えるという職業指導の任務はきわめて重大でありまして、政府といたしましては、現在職業指導所の機構をさらに擴充して、そしてこの産業の合理化といひますか、そういう見透しに對して働かす。こういうふうなことを考へておられます。

○山花委員 積極的に職業指導の機關をもつていただくことはわれわれとしても非常に賛成でございませぬが、従来の経験から見ますと、なかなか失業者を食ふ食いにするという弊風が多々見られたのでございませぬ。今度の失業者は國策の犠牲というふうな點で、十分考慮を拂つて、この職業指導機關に當面從事せられる人々の心構えというものを、はつきり所管の大臣から誤りの希望を申し上げて置きたい。それから政府の先だつて發表されました經濟白書、經濟實相であります。あの白書によりますと、いろいろ産業上の復興の點につきましまして、物價と勞働賃金の關係に非常に関心を生じておるのであります。これは世界各國の經濟再建のやり方を見ても、われわれははるなずけるのであります。この場合國の産業再建を双肩に担つて立つ労働階級は、言いかえれば、國家を再建する重責を擔つておる、こういうふうな日本の労働階級は自覺し、また誇りをもつておる。言いかえれば、國の主

人公であるというふうな誇りをもつておる。國の主人公である限り、来るべきいろいろなる困苦あるいは耐乏、そういうようなことを國民の眞先に引受けて頭張るうという氣持をもつておられますが、經濟白書によりますと、たとえば當面物價が眞先に上つてしまつて、賃金の方の解決はそれから時間的に非常に遅れを來す、労働階級の方ではいろいろ相談をして、二千六百圓なれば生活できないという案を出して政府の方に要請したのであります。政府は一方の處置として千八百圓出すことにした。もちろんこの千八百圓ではある程度足りないことはわかるけれども、それは名目賃金というよりも實質賃金の方で解決していきたい、言いかえれば、生産されるべきあらゆる物資を集中的に公正なる配給ルートに乗せて、労働者が配給で生活できるという面、これさえ確立すれば賃金が名目的に少くとも、實質的に解決できるのではなからうか、その間の時間的ずれがあるものであります。このずれの期間中は、今日の日本の労働階級は全く無一文になつて、裸一貫でありますから、どうにもこのずれの期間中の解決を求めるとは、自分の力ではできないのであります。これに對して、このずれの期間中の責任を政府でもつかどうか、または政府としては、ずれの期間中の賃金問題に對して、あらゆる資本家に對して強硬せよというふうな、一つの政府の見解を發表されるかどうかという點について、特に労働關係の責任をこれから擔つて立たれる米窪大臣の考えを發表していただきたいと思ひます。

○米窪國務大臣 先般政府から發表されました標準賃金と新しく設定された公定價とのギャップ、さらに名目賃金と實質賃金との間に差があるが、この名目賃金と労働者の家計との間におけるギャップをどうして收拾するかということですが、これは山花さん、先ほどお尋ねの通り、政府としては一應いゆる流通秩序の確保、そしてそれによつてすなわち、家計費の重要な部分を占めておつたやみ買といふものを少くして、健全なる家庭生活ができるように政府として施策したい、もちろんそれには時間的ずれがあるので、そのずれを政府が保障するかということでございますが、政府としても、今日の國家財政からみて、今直ちに保障しますというところをこゝで確約できないのはまことに残念であります。もちろん政府としても、今後においてあらゆる手を打つつもりでありませぬが、今日山花さんを御満足させるような、具體的なこれに對する對策をまだとつておらない、こう申し上げたいのであります。

○山花委員 この問題は、特に産業再建に労働階級の協力を仰ごうというところを政府が眞面目にお考へになれば、いかなる問題を後回しにしても、この問題だけは明確に政府の對策を發表していただきたいというところは私は希望するものでございませぬ。政府より準備不足その他によつて満足いく回答を得られなかつたことを遺憾とするものでございませぬが、労働省が設置されたならば、この問題は第一に取上げて、労働大臣の重要な使命としてやつていただかぬことを私は希望いたします。先ほど委員の申合せもござ

いますので、残餘の問題は全部今後開かれまますところの労働委員会を通じて質問したいと思ひます。私の質問はこれで打ち切ります。

○加藤委員長 杉山一郎君

○松本(一)委員 私はある會社の十三萬人の従業員、すなわち労働組合員の一人でありまます。私も労働組合員の者といはしめて、政府の労働行政の施策に關しましては、重大な關心をもつものであります。政府が労働者の地位の向上、生活の安定のために、種々施策をお講じ願つておられますことは、衷心から感謝いたすものであります。

が、このたび設置いたされまます労働者についてでありまます。労働者をわれわれ労働者のために設置いたしてくださる御誠意に對しましては感謝いたします。しかしながら、これまでの日本の行政のいき方を見まますに、官廳が非常に殖えておる、従つて官吏が殖える、國民負擔は軽減でなく、ますます過重しておる。御承知の通り、國民百人のうち十六人の役人がある。昭和十二年の事變前十一人であつた當時ですら、英、米におきましては七、八人であつた。それがわが國においては、今日では五人も殖えておる。しかもこれからはこの勢をもつていたしなすならば、あるいは國民百人のうち二十二人にも、三十人にもなるのではないか。現在でも八十四人の國民が働いて、十六人の役人を失職しながらおるといふ現状でありまます。ともかく役人だけいたすに殖えて能率の向上しないことを、私も遺憾に思ふのであります。この勢をもつてしまふならば、おそろくこれから先は役人かあるいは官吏が増すという傾向が現われてき

て、結局これまでの武士階級が國民大衆を支配した弊害を、またぞろ實現するのではないか、かように心配するのであります。先般この議會におきまして、片山首相は封建制と官僚制を打破するの、現内閣の重大な使命であると言われまます。私も意を強うしたのであります。しかしながら今日行われておる行政のいき方を見まますと、その首相の方針とは正反對の結果を來しておるということを事實に見て、遺憾に思ふものでありまます。なにか國民の負擔を軽減する意味におきましても、能率を高めることに重點

をおいて、役所を殖やすということば、なるべく考慮されなければならぬのではないか。たとえば労働基準局のもとにおかれまます監督所なども、昨日大臣は約五百箇所と言われまました。三百二十六箇所の監督所が全國におかれるのであります。しかも各府縣には労働があり、健康保険があり、衛生があるものであります。その上にまた監督所が設置いたされまますと、一般國民は書類一つの手續を履むにも、どちらの役所に行つて、いのやら、事務はいた

ずとに煩瑣を招く。殊に現在府縣にある役人を、少々は監督所に配置替をいたすといはしめても、結局役人は全體を見れば殖えるのではないか。かように考へまますと、また一面府縣の知事を公選いたしましても、その公選の趣旨を没却されて、むしろ日本の民主化に逆行する傾向を辿るのではないか、このことは前吉田内閣からの懸案であつて、現政府は踏襲されたものと思ひまます。もし前内閣の施策に悪いところがありまますならば、現政府は大英断をもつて、それを取りやめられると

いうことができないのでありましようか。監督所のごときも、府縣に適當な連絡員を設置すれば事足りるのでないか。ことさらに新しく役所を府縣におこすと、府縣の間の摩擦なども想像いたされまますので、かういふことは考へ直し願う餘地がないのかといふことをまづ承りたい、かように考へるのであります。

第二は、先ほどもちよつと質疑應答がありまました。今日労働者が中心になつて、祖國の再建復興をはからなければなりません。その労働者が非常に熱意に欠けておるといふことは、私も事實當つておる者として遺憾に思つております。これは終戦以來思想がだん／＼惡化してきて道義が頹廢してきた。その原因は、衣食住の不足にある。しかしながら、いま一つの原因は、各職域の指導者が腐敗墮落しておるといふことであります。身をもつて實踐垂範すべき人が、配給物資を横取りしたり、あるいは先ほどお話の出た労働加配米なども、必ず末端までこれが正當に行きわたつておるかどうかといふことについて、政府はよく事實

を認識されておるのかどうか。この點であります。運輸省あるいは通信省あたりは、官廳なるがゆえに、農林省から加配米を他の職域よりも多分に貰つておるといふ事實を私も知つておる。昨年は百六十萬石の加配米が、本年は三百萬石に増加されて、この端境期も重點的にさういふ労働方面に加配米が行きわたるといふことは、たいへん結構でありまます。この加配米も均一化する。それとていまい一面は、末端までも正確に行きわたらすようになり、すなわち中間にある相當責任ある

人々が、中間でこれを横取りはしないかといふことであります。このことはおそろく運輸省、あるいは通信省の實情をお調べ願つても、おわかりだと思ひますが、中央から地方に派遣されてくる役人で、辦當を持つてくる人はおそろく少いのであります。それに見なつてまた地方の役人は、その末端に調査出張をいたしますと、同様に辦當を持つていかなくて向うで食べる。その米はどこから出るか。すなわちこの労働加配米などが相當食われておる。この事實を私は指摘して政府當局の御反省を促したい。またこれからの御監督も願ひたいと思ひまます。事が公の問題になりますことは氣の毒でありますから、いづれかの機會に事實を指摘せよと仰せられますならば、私指摘させていただきますが、かういふことがすべて労働者の方の耳にはいる。働く労働大衆も近頃は中等教育、専門教育を受けておる者がたくさんあります。農民の中にも農業學校、専門學校を出た、鋏をとつておる者があります。すなわち指導する官吏と指導される縣民との間に、學歷の上においても頭腦

の上においても今日選歴がないのである。しかるにかかわらず指導者は、自分が優越的地位にあるかのごとく考へて、かういふ大衆を昔の氣持で指導せんとすることに、大きな誤りがあるのではありません。かういふ點をため直さなければ、多數の國民労働大衆をして、眞に祖國再建のために挺身さすこととは、まづむづかしいと私は考へるのであります。

その次は、先ほどもお話がありまました失業問題と人員の配置轉換のことです。これは次の労働委員会にお

て私はお尋ねしようと思ひましたが、先ほど議題として出ましたから何いませうけれども、おそろく祖國再建復興のために企業を整備しなければならぬといふことも、ある程度はやむを得なからうと思ふのであります。しかしこれによつて、ことさらに失業者を多く出すといふことだけは、現在の日本の情勢におきましては、誠に慎しまなければならぬのではないか。かように思ふのであります。そうしてやむを得ず出るところの失業者は、職業指導所等の制度を設けて、人員の配置替をするといふ話でありまましたが、かつて職業指導所とか、あるいは職業指導所といふものは、しばしば設けられた事實はありますが、その成果はあまり期待することができなかつたのであります。しかも今日におきましては、全國八十餘の都市は慘憺たる爆撃の被害を受け、四百萬戸あまりの住宅、工場は灰塵に歸しておる。この受入能勢のないときに、職業指導を姑息な手段でやつたとて、おそろく失業者をして職に就かしめることはますます困難ではないか、かように考へまますときに、企業整

備と人員の配置替といふことについては、まず重大な考慮をこの際拂つて、婦和會議の成立、通商貿易が自由再開される頃、あるいはアメリカ等にお願ひして、クレジットを設定して海外から復興資材を仰いで、さうして日本の再建をここにポツ／＼とせよ上らした後、あるいは人員の配置替もよろしいでしようけれども、今日として、ことさらに機構いじりをし、企業再整備などをやつて、失業者を殖やすといふことは、むしろ時期をまつて行ふべきものであつて、今日としては少し愚策で

は、まず重大な考慮をこの際拂つて、婦和會議の成立、通商貿易が自由再開される頃、あるいはアメリカ等にお願ひして、クレジットを設定して海外から復興資材を仰いで、さうして日本の再建をここにポツ／＼とせよ上らした後、あるいは人員の配置替もよろしいでしようけれども、今日として、ことさらに機構いじりをし、企業再整備などをやつて、失業者を殖やすといふことは、むしろ時期をまつて行ふべきものであつて、今日としては少し愚策で

はないかと、かように私は考えます。今日におきましては、つとめて現状を保持し、なるべく失業者を出さないという方策を講ずること、強いてそこに出る失業者につきましては、國が劃期的な事業をこの際起す。たとえば官有林を伐採し、これを輸送し、そうして被災地の住宅、工場などを國家がほとんど建設する。その資材をアメリカあたりから輸入によつてお願ひをする。こゝろの方面に失業者の勞務を集團的に振り向ける。たとえば昭和七年農村不況のときには、農山漁村救済土木事業を起しましたことは御承知の通りであります。あのときは橋梁道路等の修理は第二義的の目的でありまして、第一は農民にわずかながらも賃銀収入を得させ、そして農民の生活を救済するといふことに重點がおかれたのであります。今日は企業整備によつて生ずるところの失業者は、こゝろの角度から眺めて、國家が當時の農村救済土木事業を起した氣持で、劃期的な事業をひとつ計畫して、それに失業者を吸収する。そうしてやむを得ずして生ずるところの失業者に對しましては、生活の安定を得ますだけの扶助をする。これは國において責任をもつて扶助をする、こゝろの方面に私は考えているのであります。すなわち人員の配置替、失業問題、職業輔導といふことにつきましては、先ほどの御答辯は、私は政府の所信が、はつきりと私どもの満足するやうに何えなかつたことを遺憾に思ひますので、この點お伺ひをいたすのであります。先ほどお伺ひいたしました三點につきまして、どうぞ確固たる御信念をお伺ひいたします。失禮いたしました。

○米窪國務大臣 御答へします。いわゆる官僚の民主化といふことは片山内閣の重要政策の一つでありまして、これは單に官制綱紀の肅正といふことばかりでなく、能率を上げるということによつて、ゆくゆくは松本さん御指摘のような、國民百人のうち十六人までが官吏といふような、そつちつたたくさんな官吏を——これは官吏ばかりといふことはいえませんが、いわゆる官制の組織に對する行政整理といふことは、これは必至な運命にあると私は考えます。そこで勞働省が新設されることとは、その方針といささか矛盾するのではないかとこの意味のお尋ねであつたと思つておりますが、勞働省を設置することは、昨日私が提案の趣旨を御説明したのによつて、大體御了解を得たと思つてございしますが、今日の日本のいわゆる經濟實情等から見て、どうしても經濟と勞働問題とを專管する省が必要であることは、松本さんといへども、これはお認めになることだと思つて、それで勞働省はこゝろの方針でいきたいと思つております。すなわち國民のサービス省にならねばいかぬ。それと同時に、能率を上げていきたい。現に英國では勞働省のことをミニストリー・オブ・レーバー・アンド・ナショナル・サービスといつてゐるのであります。勞働及び國家奉仕省ともいふ名前がついてゐるわけでありまして、この點はわが國においても、やはり學ばねばならぬと考へるのであります。幸いにして、勞働省は五局のうち、三局は厚生省にあるものが移つてくるのでございしますが、二局は新たに二つの局でございまして、私初代の勞働大臣としましては、サービスといふことと能率を上げるということ、この二點を特に中央において、その機構の上に反映したいと考へております。中央における問題としましては、松本さんが勞働基準局のことをお取り上げになつたのでございしますが、これは勞働基準法といふものを實施する上において劃一的になさなければならぬ。また勞働監督といふ仕事の面からみまして、これはどうしても中央からダイレクトに命令を下すといふ必要があるのでございまして、今日のごとき地方機構となつたのでございします。これに對して公選された知事その他からして、いわゆる地方分権との關係で、今日見る／＼の意見が出てゐるのは、これは事實でございします。しかし今後どういふう／＼あいて、地方分権との間にこれを解決していくかといふことは今後問題でありまして、今日においては少くとも勞働基準法の關係においては、やはり現狀においてやつていきたいと考へております。しかし、その他の地方における出店といふことも、勞働省關係の事業、たとえば職業紹介等のことについては、私は第一的の事務に對しては、從來のごとく地方官廳にお願ひして行く。こゝろの點において、決して中央の政府機關の看板を地方法に、どうしても競争して上げていかなければならぬといふような考へもつておられません。この點は地方分権と必ずしも對立して行く必要がないのではないかと私は考へております。

○松本(一)委員 御答辯いただきまして、地方に中央直轄の先官廳を設けるといふことにつきまして、これは中央から命令的に、系統的に仕事が行はすためであるといふような御答辯であつたと考へるのであります。かつ地方分権を阻害するものではないかといふ御答辯であつたと考へますが、私どもは日本民主化の大きな立場から考へますと、いま一つには、官吏をこれ以上殖やしたくない、そして事務を能率化する、さらに簡易化して一般國民に煩瑣な迷惑をかけないといふやうな立場から考へまして、先ほどの基準局の監督所のごときは、前内閣の計畫したことであつて、民主内閣として私どもが尊敬しておつくり申し上げた現内閣は、おとりやめ願うものだ、かように私は確信して質問をいたしましたのであります。しかるに先ほど大臣は、依然としてこの制度を設けるがごとき御答辯であつたことを遺憾に思ふのであります。これ以上はいずれかの機會に私は質問することとして、きようはとりやめますが、何とぞ御考慮願ひましたらば、府縣にありまます現在の機構を有効に利用なさり、中央から一、二名の係官を派遣して地方と連絡をとり、また中央のお考へはこれらの係官と連絡をし、府縣と府縣の連絡にあたらせてこと足るのしやないか、かように考へます。御考慮を煩わしいのであります。質問を終ります。

前正が必要ではないかといふ御意見だつたと拜聴いたしましたのでありますが、私としてそういう事實といふものに對しての具體的なことを聞いておりました。が、もしもそういうものがあるとするれば、それはなほだ怪しからぬことであらうと考へ、この片山内閣も特にその點を重視しまして、最近いわゆる行政監督制度を設けまして、中央はもちろんのこと、地方においてもこの行政監督委員會といふものを設けて、そつちつたことのないやうに嚴重に官吏を監督して、そつちつた者があつたときには、嚴重に處罰するつもりであります。また最近おそく發布されると思ふ國家公務員法においても、この點は官吏の職務については嚴重なる規定を設けてゐるのでございまして、松本さん御心配のものだと考へております。

最後のことについては、私の御説明があるいは不十分であつたかもしれませんが、私としてはやはり失業對策として、これは公共事業を起す、あるいはその他の土木事業を起す。一例をあげますと、電源の開發であるとか、輸産事業を振興するとか、こゝろの事業を起すことによつて、いわゆる失業者を出さず、そつちつた方面に餘剩勞働力を轉換し得るのである。しかし、だからといつて、決して職業輔導といふものが必要でないとは、政府としては考へておりません。どうしてもやはり職業輔導によつて、從來の職務から他の職務に轉換するの、これに對する訓練知識等を与える機關が必要だと考へております。こゝろの方面で、政府はいわゆる新しい事業を起すことによつ

て、それに就職の機會を與えると同時に、さらにこれと相違んで、いわゆる勞務の配置轉換といふことも必要と考へております。はなはだ簡單でございしますが、以上お答へ申し上げました。○松本(一)委員 御答辯いただきまして、地方に中央直轄の先官廳を設けるといふことにつきまして、これは中央から命令的に、系統的に仕事が行はすためであるといふような御答辯であつたと考へるのであります。かつ地方分権を阻害するものではないかといふ御答辯であつたと考へますが、私どもは日本民主化の大きな立場から考へますと、いま一つには、官吏をこれ以上殖やしたくない、そして事務を能率化する、さらに簡易化して一般國民に煩瑣な迷惑をかけないといふやうな立場から考へまして、先ほどの基準局の監督所のごときは、前内閣の計畫したことであつて、民主内閣として私どもが尊敬しておつくり申し上げた現内閣は、おとりやめ願うものだ、かように私は確信して質問をいたしましたのであります。しかるに先ほど大臣は、依然としてこの制度を設けるがごとき御答辯であつたことを遺憾に思ふのであります。これ以上はいずれかの機會に私は質問することとして、きようはとりやめますが、何とぞ御考慮願ひましたらば、府縣にありまます現在の機構を有効に利用なさり、中央から一、二名の係官を派遣して地方と連絡をとり、また中央のお考へはこれらの係官と連絡をし、府縣と府縣の連絡にあたらせてこと足るのしやないか、かように考へます。御考慮を煩わしいのであります。質問を終ります。

○加藤委員長 倉石さん、どうでしょうか、短かければきよう繼續しますが、もし長ければあしたにしたら……。

○倉石委員 長くなりますから、明日やらせてもらうことにします。

○米窪國務大臣 ちよつとこの機会に、昨日の質問のお答えいたしておきたいと思ひます。昨日三浦さんの御質問に住宅のことがあつて、私は大體記憶で二十萬戸とお答えしたのですが、正確な數字がわかりましたから、この機会に御説明いたします。大體二十二年度の住宅計畫は、全體で二十六萬戸でございます。そのうち炭礦勞務者用としては新設が二萬五千戸、改造一萬五千戸、計四萬戸、庶民住宅としてそのほかに大體三萬二千戸、分譲住宅として四萬戸、これらを合せて十一萬二千戸、これが二十六萬戸の一部である。このうちの大部分が勞務者用の住宅になつておる。どういふぐあいと考えております。

○加藤委員長 それでは今日はこれをもつて散會いたします。明日は十時から正確に始めますから、ぜひ時間を厳守してお集まりをお願いしたいと思います。

午前十一時四十五分散會